

施設等利用給付認定案内

〇〇年度版
(令和〇年度)

手続や書類等についての大切なお知らせですので、内容をよくお読みになり、申請してください。

施設等利用給付認定について

「幼児教育・保育無償化」が2019年（令和元年）10月から全国的に始まりました。これにより、無償化の対象となるには、次のとおり「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

●子育てのための施設等利用給付認定の区分と概要

認定区分	対象年齢	事由	主な対象利用施設（サービス）
新1号認定	満3歳以上	私学助成幼稚園の利用を希望し、保育の必要事由が無い（預かり保育を利用しない）方	・幼稚園（私学助成幼稚園） ・特別支援学校 等
新2号認定	<u>3歳児※以上</u>	<u>保育が必要な事由があり、対象施設の利用を希望する方</u>	・幼稚園及び認定こども園（教育部分）の預かり保育事業 ・認可外保育施設
新3号認定	<u>0～2歳児 (非課税世帯)</u>	<u>保育が必要な事由があり、対象施設の利用を希望する方で、かつ、非課税世帯の方</u>	・一時預かり事業 ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・特別支援学校 等

※3歳児とはその年度の4月1日時点での年齢が3歳の児童です。

広告掲載枠
(95 mm × 180 mm)

この冊子は、広告を掲載している広告主からの掲載費により作成されています。